

やってみませんか？

法教育授業

やっています！
「ふれあい広報」

「法教育」と聞いて何を想像されるでしょうか？ 難しそうな法律の勉強？ 条文を教える教育？ いえいえ「法教育」とは、法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎になる価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育(※)です。平成20年に全面改訂された新学習指導要領においても、「国民の司法参加」や「裁判員裁判」等法に関する教育の更なる充実が図られています。

この法教育については、「国民一人一人が法や司法を身近なものと感じ、司法に能動的に参加していく気持ち」の大切さを学ぶことにあり、特に、次世代を担う子供たちに法やルール必要性等を理解させるほか、学習指導要領に定められた「生きる力」の育成を理念とする教育改革の流れにも配慮した上、法務省においては、この流れを受けて様々な法教育に関する取組を推進しているところです。

検察庁におきましても、法務省の施策推進の一環として、特に、刑事司法の分野における検察庁や検察官の役割、また、司法や裁判の役割に関して、「ふれあい広報」による広報活動を実施しており、学校等からの依頼に応じ、次のとおり、福井地方検察庁において開催する「移動教室」を始め、職員を派遣しての「出前教室」により、法教育を行っております。

社会や道徳の授業、社会見学、職場体験学習、クラブ活動や児童クラブの他、先生方を対象とした研修や地域活動の一環として、県内各地で広報活動を行いますので、検察庁の「ふれあい広報」を是非ご活用ください。

※…「我が国における法教育の普及・発展を目指して（平成16年11月4日 法教育研究会）」より



〒910-8584
福井市春山1丁目1番54号
福井地方検察庁 企画調査課 広報担当
TEL (0776)28-8723 (内線2332)
FAX (0776)23-9137
E-mail 25-kikaku@ppo.moj.go.jp

福井地方検察庁

こんなことをやっています

◆移動教室（職場体験，社会見学）

検察庁を見学してもらい，検察庁の仕事の説明等を行います。
ご要望に合わせた内容と所要時間で実施できます。

◆内容

- ①検察庁の業務説明（検察官，検察事務官の職務内容等）
- ②検察庁の施設見学
- ③模擬取調べ

◆参加可能人数

- ①②…5～30名程度
- ③…数名（主に職場体験等，少人数を対象に実施）

◆開催時期 随時（平日午前9時から午後5時まで）

◆開催場所 福井地方検察庁（福井市春山1-1-54）

◇ その他，隣接する裁判所の法廷見学や，刑事裁判傍聴を組み込むことも可能です。

刑事裁判傍聴の場合は，傍聴に先立って捜査から起訴までの刑事裁判手続や傍聴する事件の概要について説明しますので，刑事手続全般の流れを理解することができます。



移動教室

◆出前教室

検察官，検察事務官が学校等に伺い，検察庁の仕事等について説明します。

◆内容

- ・検察庁の仕事
- ・検察官の仕事

◆開催時期 随時（平日午前9時から午後5時まで）

◆開催場所 教室，体育館，公民館等



高校での出前教室

◆資料提供

このほか，授業で活用してもらえる資料の提供やDVDの貸出しも行っています。末尾をご覧ください。



法教育マスコットキャラクター-最優秀賞受賞の「ホリス君」。

名前の由来はホリスとリスを合わせてホリス君。

学校でいろいろないざこざがあると，どこからともなく現れて，問題を一緒に考えてくれます。子どもたちにとって「法教育」に親んでもらえるよう，ホリス君は今日も頑張っています。

こんな授業をしました

これまでに実施した教室の一例をご紹介します。

◆小学生

- ◆検察官に質問 & 検察庁見学
夏休みに保護者と小学生を招待し、検察庁の仕事
・法とルールについての話、検察庁の仕事についての説明
・検察庁の施設見学
・検察官に質問（検事の仕事や体験）



小学生の検察庁見学

参加人数に制約はありますが、検察庁見学の後は中央公園でお弁当といった社会見学コースはいかがでしょうか？
小学生に法律はまだ難しい…とお考えかもしれませんが、法務省では、ルールや約束等を題材にした小学生向けの教材を作成しています。教材の活用も併せてご検討ください。

◆中学生

- ◆検察庁見学（職場体験学習として2時間程度）
検察庁の仕事を紹介したDVDの視聴、検察官の講義も併せて行いました。
- ◆職業体験学習
検事正室で検察官の仕事などについてインタビューを受けました。
- ◆正義の授業
日常起こりうる事例を元に本当に正しいことは何か、法律とは何の為に作られているかについて授業を行いました。
- ◆模擬裁判体験
検察官、弁護人が模擬裁判を実演し、3年生の生徒に裁判員役として証拠に基づいて有罪、無罪を考えてもらいま

参加人数に制約はありますが、クラス単位、交代制での見学にもご相談に応じます。
学年単位、全校生徒対象の講演にも対応できますので、是非ご検討ください。

◆高校生

- ◆高校生模擬裁判選手権では、毎年大会前に検察官が学校に赴いて、検察官役の生徒に個別指導しました。
- ◆検察庁に来ていただいて職業インタビューを検察官が受け、検察庁の施設見学を行いました。

普段会う機会の少ない検察官からの話では、テレビドラマとは違った現実の検察庁の仕事の様子をイメージすることができます。
お気軽にお問い合わせください。

◆教員

◆夏期教員研修

毎年夏休みを利用して教員を対象に次の内容により法教育研修を実施しています。

- ・検察官講義
- ・外部講師講義（家裁調査官，保護観察官など）
- ・検察庁見学又は関係施設の見学（鑑別所など）
- ・装備品展示



教員研修

児童・生徒に直接ご指導される先生方に対する法教育は重要であると考えており，今後は講義形式ではなく，関係機関と連携の上，ディスカッション方式の開催も計画して，皆様のご参加をお待ちしています。

◆社会人

◆社会人を対象にした次のような研修も実施しています。

- ・検察官講義
- ・検察庁見学
- ・公判傍聴



装備品(手錠等)の展示も行います(移動教室)

研修やセミナー，公民館での講話等，検察庁以外での開催にも対応していますので，お気軽にお問い合わせください。

資料の紹介

法務省のホームページから法教育のための教材をダウンロードできます。

◆小学生を対象とした教材

◆約束をすること，守ること

(法教育推進協議会作成，

教材・指導計画・ワークシート…Word版掲載)

◆もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり（〃）

◆情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として（〃）

◆友達同士のけんかとその解決（〃）

◆「ルールは誰のもの？～みんなで考える法教育～」

(法教育推進協議会作成冊子，Word版，PDF版掲載)

小学3,4年生向け

・友達同士のけんかとその解決

・約束をすること，守ること

小学5,6年生向け

・もめごとの解決－国民の司法参加・ルールづくり－

・情報化社会における表現の自由と知る権利

－情報の受け手・送り手として－



当庁にもDVDデータがありますのでデータのメール添付や紙媒体の郵送による提供にも応じます。

◆その他のパンフレット、資料

次の資料等の提供や、DVDの無料貸出しも行っていきます。

◆検察庁のパンフレット



◆よくわかる！裁判員制度Q&A(30の質問をイラストでわかりやすく解説)



◆DVD「総務部総務課山口六平太 裁判員プロジェクトはじめます！」(27分)

キャラクター達の裁判員制度への対応を通して、同制度の手続等をわかりやすく説明したアニメです。

◆DVD「裁判員制度 – もしもあなたが選ばれたら –」(58分)

裁判員裁判の概略をたどりながら、そこに参加するごく普通の人々を描いたドラマです。

◆DVD「法と正義の守り手・検察庁」(20分)

スリを目撃した小学生を主人公に、警察と検察の違いや刑事裁判手続が理解できる内容のドラマです。

◆DVD「被害者とともに」(27分)

強盗事件の被害者を主人公に、検察の役割や刑事裁判で被害者の協力が必要な理由、被害者等通知制度等について説明したドラマです。



お気軽にお問い合わせください！